

座談会 司法記者は語る



みなさん、今まで司法記者の方と関わったことはありますか？ もちろん、あるという方もいらっしゃると思いますが、「大きな事件をやっていないし、私には関係がなさそう」「司法記者ってそもそもどのような仕事をしているの？」等々、関わったことが無い方も多いかと思えます。

今回、司法記者5名にご出席いただき座談会を開催しました。司法記者の方がどのような視点で取材を行っているのか、どのような事件に興味があるのか、弁護士をどのように見ているのか、私たちからどのようにして司法記者と接点を持てばよいのか等々、大変興味深いお話をお伺いすることができました。マスコミとの付き合い方について考えるととてもよいきっかけになる特集になりました。

日時：2012年6月22日(金)午後3時～5時

場所：弁護士会館 506号室

出席者 *敬称略

司法記者

朝日新聞社	根岸 拓朗
毎日新聞社	和田 武士
読売新聞社	森下 義臣
日本経済新聞社	八十島綾平
共同通信社	大根 怜

東京弁護士会

副会長	石原 修 (39期)
広報室嘱託	伊藤 敬史 (56期)
LIBRA 編集委員	難波 知子 (61期)
LIBRA 編集委員	佐藤 顕子 (62期)

CONTENTS

- 自己紹介・経歴
- 事件・裁判へのアクセス
 - 記事にする事件の取捨選択 (2) 事件を把握するきっかけ
 - 弁護士への取材方法 (4) 警察・検察の発表
 - 刑事弁護人の探知 (6) 弁護士の取材対応について
- 弁護士側からマスコミへのアクセス
 - マスコミに取り上げてほしいときはどうするか
 - 司法記者クラブでの会見
 - 記者会見・記者レクについての要望
- 司法記者から見た民事裁判
- 司法記者から見た刑事裁判
 - 刑事事件についての要望
 - 裁判員裁判の公開について(弁護人の印象など)
 - 弁護側の立場自体がもともと厳しい立場なのでは？
 - 裁判員裁判におけるよい弁護人とは？
 - 裁判員裁判制度の評価 (6) 裁判員裁判の社会に対する影響
- 求められている弁護士像
 - 市民や企業が求める弁護士像
 - 弁護士の実像が伝わっていない？
- 弁護士・弁護士会に望むこと

1 自己紹介・経歴

伊藤：初めに、皆様の記者としてのご経歴をご紹介します。

和田：毎日新聞の和田です。僕は、2000年に入社しまして、今13年目です。最初は山口の下関に赴任し、6年間、幅広く何でもやりました。その後、福岡に異動しまして、3年間は警察の事件担当をやりました。2009年度に、初めて裁判担当をやりました。このときに裁判員制度が導入されました。福岡は九州の拠点なので、九州各地の裁判員事件を取材するようになり、そこから裁判の取材に本格的にかかわるようになりました。

東京に来たのは一昨年の春で、民事裁判の担当を1年半やって、今は刑事裁判の担当です。最近かかわった有名な事件としては、小沢さんの裁判があります。

森下：読売新聞の森下です。2001年9月に、DAILY YOMIURIという英字新聞に入り、そこで翻訳などをやっていたのですが、取材記者になりたいということで、受け直して、2003年に取材記者職になりました。6年間はさいたま支局におりました。そのときはいわゆるサツ回り、警察担当で、主に捜査1課事件（殺人、強盗などの凶悪事件）を扱いました。

東京の社会部には2008年の11月に来まして、そこからはいわゆる方面担当だったのですが、そのときちょうど西松建設事件をやっていたので、その取材班に入りまして、それがいわゆる司法事件の始まりです。

その後読売新聞が『罪と罰』という4回にわたる連載をやっておりまして、その取材班にも加

わらせてもらいました。その後に司法クラブに来まして、最初は検察担当をやらせてもらいました。このときに例の前田恒彦元検事の証拠改ざん事件があって、検察改革をするという、目まぐるしく動く検察の動きを近くで取材できたのはいい経験だったのかなと思います。

今年に入ってから裁判担当に移りまして、民事裁判をやらせてもらって、この6月から刑事裁判です。和田さんと同じように陸山会事件は、秘書公判と本人の公判をずっと取材させていただきました。あとは、東電女性社員殺害事件の再審請求審もずっと取材をさせていただいております。

根岸：朝日新聞の根岸と申します。私は入社が2005年4月で、今入社8年目になります。最初の1年は奈良におりまして、その後2年目から神戸に転勤しました。入社5年目の神戸の最後の年に裁判担当になりました。そのときは2009年度で、裁判員制度が始まった年でした。また、その年に改正検察審査会法が施行され、明石の花火大会での歩道橋事故とJR福知山線の脱線事故という2つの大きな過失事件について、改正検察審査会法に基づく強制起訴の第1号事件と第2号事件を取材する機会がありました。

その後東京に異動してきてまして、去年の春から今の司法記者クラブで裁判担当をしております。初めに半年ちょっと民事事件をやって、今は地裁と高裁の刑事事件を担当しています。

八十島：日経新聞の八十島です。私は、法務報道部という他の方と少し違う部署にいます。2005年4月に入社をしまして、初任地は名古屋でした。最初の2年間はサツ回りで、愛知県警の捜査1課



毎日新聞社
和田 武士 氏

の担当をして、その後3年目に名古屋の地元の企業、窯業と金融の担当を1年間やった後に、東京に来ました。そこで警視庁の捜査2課の担当を1年半やりまして、その後2年半は、社会部で厚生労働省の担当と、弊社の部を横断する医療班の仕事をしました。今年の春から法務報道部という、主に企業法務を扱う部門で仕事をしています。

裁判所の担当はしたことがないんです。ただ、法曹関係者の方との接点があり、厚生労働省の担当のときに、B型肝炎訴訟の裁判を最初から最後までずっとフォローしておりました。それ以外では、名古屋時代にパロマのガス湯沸かし器事故などを担当しました。東京に来てからは、企業系の事件が多かったので、危機管理における法務、法曹間の役割を、いろいろな形で見させていただきました。

大根：共同通信の大根です。私も根岸さんや八十島さんと同期で、2005年4月に入社しまして、青森で4年間過ごして、その後仙台で3年過ごして、この春東京に来ました。青森にいたときは事件、事故の裁判担当をしました。仙台に異動した最初の年に裁判員裁判が始まり、裁判員事件取材しました。特に青森で全国3例目の裁判員裁判、裁判員裁判で初めての性犯罪事件取材したのが印象的でした。

仙台では2年目以降は行政担当だったのですが、ちょうど去年、東日本大震災が起こり、1年間ずっと震災の取材をしてきました。この春に東京の社会部になりまして、5月から司法記者クラブで刑事裁判を担当しています。

2 事件・裁判へのアクセス

(1) 記事にする事件の取捨選択

伊藤：たくさん事件がある中で、この事件を特に取り上げて取材をして記事にしようという選択はどのようにしているのでしょうか。

和田：民事は、突然事件に接します。ある日突然こんな判決が出たと聞くことが多いのです。一方、刑事裁判の場合は、まず事件が起きて、事件の報道、過去の記事などを見て、注目されそうな案件だなという場合は注意します。

八十島：警視庁の担当をしていたときは、やはり著名事件については裁判担当の司法記者クラブの方に電話をかけて、公判期日をフォローしてもらいます。特に否認事件については、自分でも傍聴に行ったりもしました。

伊藤：社内のほかの部署の方と連携を取りながらやっていますね。

和田：そうですね。

根岸：刑事事件だと捜査段階である程度事件の概要がわかります。発生や逮捕の時にすでに報道されるものも多いからです。逆に民事ですと、あまりそのようなことがないので、どれくらい広い範囲の人々に影響し得る話であるかなどが判断基準になってくると思います。

例えば、薬害事件だと、明らかに不特定多数の、大多数の人にかかわるといのはわかります。それ以外でも、個別の事件で済んでしまうのではなくて、判決の内容とか考え方がほかのケースにも影響を及ぼすような社会性があるかどうかというのが1つの基準になってくると思います。



読売新聞社
森下 義臣 氏

森下：そういうのは誰もあまり教えてくれません。自分でこういう事件があると知ったときに、例えば、訴状を読み込んで、専門家に話を聞いたりする中で、これは個別事案なのか、他にどういう影響を及ぼすのかというところで、取材を深めていくか、ちょっと一歩手前で引くかを判断しなければいけないので、そこは怖いところではあります。

1回失敗したのは、知財高裁の判決で、僕はそんなに大きな扱いにしなかったのですが、ある記者さんがしっかり踏み込んで取材をして、この判決はこういう影響があるんだというところまで見込んで大きな扱いで記事を書いていたのを見て、非常に反省した覚えがあります。

和田：横並び主義と批判をされることもありますが、そうではなくて、逆に、他社の記事を見て、こんなに大きく扱う話だったのかと思うこともあります。

(2) 事件を把握するきっかけ

佐藤：民事裁判の場合は事件数も種類も多いですが、こういう事件があるということ、例えば、どんな裁判が係属しているとか、どんな判決が出たとか、そういった情報はどうやって知るのですか。

森下：やっぱり裁判所の期日簿です。

和田：そうですね、開廷表ですね。

森下：例えば、判決だったら、事件番号が18年とか19年とか、古い番号の事件が判決になったりすると、これは何かあったんじゃないかとか。

佐藤：そうすると、その事件の訴訟記録を閲覧するのですか。

森下：裁判所で訴訟記録を閲覧したり、実際に法廷に行ったり、そこで担当の弁護士の方に話を聞いて

たりします。

和田：代理人の弁護士が取材に協力的だと資料を提供してくださることもあります。

根岸：東京の場合ですと、マスコミ慣れされている弁護士も多いので、こんな事件があるのでぜひ取り上げてくれと積極的に紹介していただけるケースもたくさんあります。

(3) 弁護士への取材方法

森下：弁護士に取材する場合、弁護士事務所の前で出待ち、入り待ちをします。

石原：それは、取材に応じてくれない人の場合ですよ。例えば、刑事事件の場合は守秘義務があるからなかなか答えづらいと思うのですが、まずはアポを取って取材しようとするわけですよ。

八十島：私の場合は、事前に連絡をしますね。企業法務の裁判も様々な種類がありますが、基本的には双方のアポを取ります。

石原：経済系とか企業系の民事事件はわりと代理人の弁護士にアポを取って説明を受けやすいですね。刑事事件とか民事事件でも分野によっては、それが難しいでしょうね。

和田：難しいのは、事件が動いているときですね。

八十島：日々ニュースになりますからね。

石原：例えば、捜査段階で今特捜部が動いているけど、まだ逮捕してない、逮捕した、再逮捕した、というような事件で、弁護人に取材する場合、弁護人が接見に行くときを狙って取材するということもあるのですか。

森下：そういう場合だと、僕の検察担当をやっていたときの経験で言えば、弁護人が接見に来るのは朝

8時くらいからですよ。東京拘置所の前に、7時半に各社が集まってきて、弁護人が入るところや、出てくるところをつかまえたりして取材します。

石原：そこで取材ができるわけですね。

森下：そうですね、朝7時半から夕方拘置所が閉じるまでずっと立って待ったりとか。特に事件記者だとそういうのが多いですね。

今は紙面で両方の言い分のバランスを取ろうという動きが主流なので、検察側とか捜査当局の話だけじゃなくて、被疑者、被告人の弁護人の方にも取材に応じていただいて、可能な範囲でご主張を教えてもらって、双方の意見を記事にして公にするというのが、大切だと思います。

(4) 警察・検察の発表

難波：私が担当していた逮捕された被疑者で、私には何も連絡なく突然新聞に載って、会社を解雇されてしまった人がいました。被疑者の認否まで載ってました。そういうのは警察から情報が流れて載せようかと判断しているのでしょうか。

森下：最初に1社だけ載ったわけではないのですか。

難波：同じ日のほぼ全ての新聞の地方版に載せられていました。

森下：それなら、警察の発表ですね。

根岸：たぶん警察の発表で、ある程度そういう説明があったから、いろいろな新聞に一斉に出ていると思います。

難波：全然有名な人ではない、個人の方で軽い犯罪でした。警察の説明を聞いて載せるかの判断は各社によると思うのですが、皆さんが面白いと思ったから書くかと判断されたということなのでしょうか。



朝日新聞社
根岸 拓朗 氏

八十島：そうですね。

佐藤：地方紙だと、事件があると載せている率が高いように思うのですがどうでしょう。

和田：地方紙は発表された身柄事件が結構出ていますよね。

大根：地方紙は、発表された事件はほぼ全部載せます。

八十島：警察が発表するのとならないのと、どういう判断をしているのかというのは個人的には興味がありましたけど。

和田：今ちょっとお話を伺っていて思ったのですが、想像されているよりは、マスコミに発表という形でくる情報って少ないんです。よくリークと言いますが、そんなに都合よく情報は流れきません。向こうも必死で捜査しているわけですから、漏れてしまっは大変なことになることもたくさんあるわけですから。だからこそ、弁護士さんのところに行って取材を試みたり、夜討ち朝駆けが存在するので、やっぱり情報を取るためにあの手この手で取材しているというのはありますね。あと、警察の発表は意外と核の部分だけで、あとは皆さん独自の取材でというところは多いと思います。

八十島：少し前に、ある弁理士法違反事件を取材した際は、その情報の端緒は警察ではなくて、業界周辺から得て取材をしました。警察も、当初発表の予定がなかったらしいのですが、新聞社が取材を始めたから、仕方なく発表することになったようです。

私の経験の範囲内では、端緒が捜査機関のリークであることはほとんどないように思います。

森下：本当に検察がリークしてくれたら新聞記者は楽でいいなと思います。例えば、特捜部が逮捕し



共同通信社
大根 怜氏

たときのレクなんかは、本当にびっくりするぐらい内容はないですから。逮捕容疑を読み上げて、「認否は、こちらが言うことじゃありません」とか。いつからいつまでやったのですかとか聞くと、「それは冒頭陳述で明らかにします」の繰り返しです。

そればかりに頼ってはいは記事をまったく書けません。そこで差が出てくるのは、当局だけではなく、いろいろな事件関係者、業界関係者を取材した上で、どういう事件になるのかを把握して取材を進めていかないと、いざ逮捕になったときに何を書けばいいのかという話になってしまいます。やっぱり、事前取材の違いが出てくるのかなと思います。

八十島：特に違いが大きいのは、知能犯ですよ。殺人事件とかだと当局も我々もよーいドンでスタートするのですが、知能犯は当局が発表したときはすべて終わっているみたいなどころがあります。捜査2課（贈収賄・詐欺等の担当）とか特捜部のもは、構図が出来上がって、事件に着手してから発表するわけですから。

和田：2課のレクがあると聞くと、どきっとしますよね。

八十島：発表されて、何じゃ、そりゃあと。

和田：ということも恥ずかしながらありますね。

(5) 刑事弁護人の探知

伊藤：この事件について弁護人が付いているか、付いているとしたら誰なのかという情報はどうやって得るんですか。

森下：弁護人が誰かというのは一番最初にみんなが知りたい情報です。それはもう知り合いの弁護士に聞いたりとか、業界の人に聞いたりします。

石原：私も、記者の方から「この事件は誰がやって

いるか知っていますか」という電話がかかってきたことが何度かあります。

八十島：留置場のある署の前などには、弁護士のコメントを求めて報道陣も集まりますね。

石原：ああ、留置場のある署にいれば絶対に来ますものね。

八十島：絶対に来ますから。著名事件では特にそうですね。

森下：あとは公判前整理手続のときに来る弁護士。

伊藤：それは効率がいいですね。

和田：必ず裁判所に行きますからね。

森下：あまり取材の手の内は…（笑）。

難波：東京地方裁判所の地下で接見した後、誰々の弁護人ですかと聞かれたことがあるんですけど、今日の公判の前に会っているかもしれない等、推測されて聞かれたということなんですね。

森下：まあ（笑）。

特捜部が逮捕して、勾留請求しますよね。その前にだいたい弁護士の方が接見されるので、そうすると、もう全社行くのでいいんですけど、全社地下へ行って、接見に来た弁護士の方に声を掛けて、昨日特捜部が逮捕した何々さんの弁護人の方ですかと弁護士を割っていくことがあるので、びっくりされないようにしてください（笑）。

難波：びっくりしました。あれは手当たり次第という感じだったのですか。

森下：手当たり次第です。

(6) 弁護士の取材対応について

伊藤：弁護士からすると、どうしても守秘義務との関係があって、どこまで進行中の事件について話



日本経済新聞社
八十島 綾平氏

せるかというところもあります。記者の皆さんから見て弁護士の取材対応について、ご意見はありますか。

森下： マスコミ対応で一番お願いしたいのは、マスコミだからといって守秘義務があるからしゃべらないということで突き放すのではなくて、言えないところは言えないというのはこちらも十分わかった上で聞いているので、ご本人がいいと言うのであれば可能な範囲で取材に応じていただきたいということです。

和田： 福岡で弁護士会の刑事弁護委員会の方々とお話をしたときに、ある若手弁護士の方が、事件報道なんていうのは判決が出たら書けばいいでしょうと言ったんですね。そこで口論になってしまいました。

刑事手続とはまったく別に、事件報道の意味というのはやっぱりあると思います。司法手続がしっかり行われているか、あるいは社会の関心にも応えなければいけませんし、事件の背景を探らなければいけません。そういう意味をもう少し理解していただいて、もちろん守秘義務はあるのですが、こちらも興味本位でやっているわけではないということは理解していただきたいと思います。

事件報道のあり方については、いろいろ言われましたよね。東電女性社員殺人事件もわかりですけど、いろいろなあり方が問われてきて、たぶん誤解されている弁護士の方もいらっしゃると思います。でも、今はそういう時代でもなくなってきて、捜査当局の言い分もあるし、被疑者・弁護側の言い分もあって、記者はどちらも聞きたいというのを理解していただいて、話せる範囲でご協力いただければなと思ったりします。

八十島： イメージとしては、すごく堅い弁護士もいらっしゃる一方で、メディアとの関係をすごく戦略的にされる弁護士も多いです。

例えば、刑事裁判ではありませんが、委任状争奪戦などはそうです。情報戦になってくる場合、メディアとどのように上手にリレーションを持つかというところが、その企業もしくは担当の弁護士さんたちのとても重要なファクターになってくるので、そこは我々もかなり気を付けますよね。片方の弁護士がすごく戦略的で、片方の弁護士がまったく話さないと、その事件のとらえ方自体がアンバランスになってきます。かといって、あちらの弁護士はすごく話しますよ、話してくださいと言うわけにもいかないですし（笑）。

その結果、極めて抑制的な記事になって本質がうまく伝えられないということもあり得ます。そこは、メディアリテラシーというのか、弁護士の間でもマスコミ対応の経験がある方に助言を求めたりして対応していただけるとありがたいなと思います。

伊藤： 弁護士の対応の仕方によって、その事件に対するマスコミ側の印象が変わってきてしまうということもありますか。

八十島： まあ、最終的な印象はどうかわからないですけど、取材というのは振り子のように揺れます。右の方に見ていたら左の方に見えてくる。でももっと取材を続けたら違うふうに見えてくるというのはあるので、そこがまったく対応されないと、1つの見方で固定してしまうおそれもあります。

根岸： 刑事事件だと取材対応はすごく難しいとは思いますが。例えば逮捕されたばかりでしたら、そもそも弁護人ご自身が被疑者との関係がない状態で、それで知った情報をマスコミに対して言うこと



副会長
石原 修

ができるかという、本当に難しい問題になってしまうと思います。

ただ、その中でも完全にマスコミを無視してしまう人が多いとは思いますが、人によっては一言だけでもコメントをいただく方もいます。

被疑者、被告人側の言い分が完全にゼロよりは、一言だけでも我々が知ることができる方が、まだ望ましいような気はしています。

森下：新聞記者は最初地方の支局でサツ回りをやって、5～6年して東京に配属というケースが多いのですが、地方で警察を担当して、東京に来て特捜部とか、特捜部ではなくても検察を担当して一番驚くし、困るのは、検察は認否を言わないんです。警察の場合は原則、認否について言うことが多いのですが、検察庁は被疑者が弁録の段階でどういう供述をしたかというのは、あくまで被疑者側のことであって、あえてそれを当局から言うことはできないというので、一貫して貫いていますね。これは東京だけではなくて、たぶんこの地検もそうだと思います。

そうすると、こっちとしては、東京地検特捜部が逮捕した、容疑はこういう容疑というだけで、本人の言い分がまったく載せられなくなってしまいます。そのときに、やっぱり弁護人の方にしか聞けません。そこで認めているのか、否認しているのか、最低そこだけでも教えていただくと、バランスが取れます。

大根：以前は認否を書かずに済んだことも多かったのですが、裁判員裁判が始まって被疑者が認めているのかというのはすごく大きな差があります。もし否認しているのであれば、絶対に記事に盛り込もうというのが社の方針です。だから、そこを

何とか弁護士さんの方から聞ければいいなと思います。

伊藤：とても難しいなと思うのは、特に刑事事件では、事件がかなり流動的だったりして、例えば被疑者の供述も結構変わっていくことがあります。そうすると、弁護人からすると、どのタイミングで認否を言っているのかも結構悩ましいこともあります。「今この時点ではこういう段階だから言えません」ということは、ご理解いただけるものでしょうか。

森下：そういうふうにしっかり説明していただければ理解できます。

八十島：そこはコミュニケーションですよ。なぜそうなのかということも含めて、これはオフレコ、これはオンと使い分けた上で背景を説明してもらえると、納得はすると思います。

根岸：そうですね、こういう事情があるので、今の段階ではとても説明できないんだということだけでも説明していただけると、案外記者も引くところはさっと引くということもあります。

八十島：そこでエイヤーで書いてしまったら、後で全然違う話になったときに、我々の記事の信頼性にもつながりますから。

3 弁護士側からマスコミへのアクセス

(1) マスコミに取り上げてほしいときはどうするか

難波：依頼者に新聞に載せてほしいと言われた場合、具体的にどう動けばいいかというのを教えてください。裁判所の記者クラブを訪ねて、こういう事件があるんですと説明しに行く感じになるのでしょうか。

和田：裁判所に電話をかけて、記者クラブをお願いしますと言うと代表番号から記者クラブにつながるの、弁護士の誰それですけども、こういう事件があって、資料を配付したいとか、会見したいというのを、クラブの幹事社に交渉するという感じですね。

森下：新聞に載せたいのが、全部の新聞に満遍なく載せたいのか、全部ではなくても大きく載せてほしいのかで違ってくるかなと思います。新聞も他社さんとの競争なので、うちしか持っていない特ダネはやっぱり大きく扱うという傾向にあります（笑）。

会見して横並びになると、そこそこに抑えられてしまうものでも、うちしか知りませんとなると、記者心をくすぐって大きくなることもあります。

知り合いの記者に、ちょっとこんなのがあるんだけど相談するといいかもかもしれません。こういう案件だったらみんなで会見した方がいいですよという案件もあれば、これはうちに引き取らせてくださいというような案件もあるでしょうし。

石原：ただ知り合いの記者がいない弁護士もいると思います。記者の方々と出会う機会があまりない弁護士も多いと思いますが、どうすればよいでしょうね。

八十島：弁護士会でそういう、報道担当に強い弁護士さんが1人でもいて、その人がコンサルみたいな役割をするといいいのではないのでしょうか。

石原：例えば記者クラブに幹事社制度があるということを知らなくても、記者クラブに電話をすれば幹事社の人に対応してくれるわけですね。ただ、弁護士には守秘義務があるから、記者の方に近づいていいんだらうかと思っている人が多いと思うんですよ。その辺は、先ほどおっしゃったように、記者



広報室囑託
伊藤 敬史

と接触したからといって、事情を説明すればすぐ記事にするわけではないというあたりを知っておくことも大事なのかもしれませんね。

和田：我々の努力不足なのかもしれないですけど、やっぱり記者の実態をあまりご存じない弁護士もたくさんいます。我々はそんなに危なっかしい存在ではありません（笑）。

石原：でもやはり、弁護士としてどういう距離感を持って記者の方々とお付き合いをすればいいのかというのは悩むところだと思います。何か1つ事件をやって、取材を受けたりして記事にされた経験がないと、ちょっとわからないですよ。

和田：それは、我々の方も気を使いますね。よく弁護士さんをつかまえたときの1つの手段として、その弁護士の担当している別の事件の法廷に行くことがあります。事件の弁護をしているときに、他の人がいるところで声を掛けると、この弁護士はマスコミと接触していると思われたらいけないなど気を使ったりすることもあります。だからずっと黙って下を向いて、法廷を出たところで声を掛けたりします。

(2) 司法記者クラブでの会見

八十島：私も質問したいんですけど、記者会見を許されるハードルというのは、司法記者クラブはわりと高いんですか。

森下：幹事社によりますね。

八十島：やっぱり幹事社によりますか。私はずっと厚労記者会にいましたが、テーマによっては、裁判の話でも厚労省で記者会見をやるといのはとても多かったんですよ。例えば外国人の研修生問題

LIBRA 編集委員
難波 知子

の裁判の方とか、薬害事件は当然として…。

和田：B型肝炎もそうでしたね。

八十島：そうでしたね。労働系の裁判も厚生労働省の記者クラブに直接来ます。裁判所の司法記者クラブでも会見して、こっちでもやるというのもありました。

伊藤：今のお話の中で、幹事社によってその厳しさが違うという話がありましたけれども、幹事社によって、これは取り上げた方がいいという判断は違うのですか。

森下：正直、幹事社さん何でこんなの受けちゃったのと思ったりするときはあります。

和田：途中経過なので記事にできないなというタイミングでも、とりあえず今日法廷があったからアピールしたいという方もいらっしゃるんですね。こんな意見陳述をしましたということで。幹事社さんによってはそれを断りきれないというケースもありますし、強硬にだめということもあります。でも、あまりだめというのはやっぱりよくなくて、門戸は開かれていなければいけないわけで、どんな方でもクラブに来てお話しするのは自由ではあります。

八十島：記者会見をやってみた方がいいもの人が集まらないということは、厚労記者会でもよくありました。幹事社とあと1社ぐらいしか人がいないとか、すごく寂しい会見とかも時々あったりしました。そこは申し込む段階で、このタイミングで記者は集まりそうですかねと幹事社に相談するとよいと思います。

石原：民事事件の場合、訴訟提起の際の記者会見は、原告側の一方的な主張なわけですが、記事にするかどうかはどのように判断するのですか。

森下：そういうときは、両方の当事者に話を聞いて

判断します。

石原：例えば新しい分野の訴訟のような場合には、皆さん興味を持たれるんですかね。記事にして相手に打撃を与える目的かどうかなどは見分けがつくわけですか。

和田：話を聞いていても、内心、これはもう完全にアピールだなというのは…。

石原：わかるわけですね。

和田：冷たい視線になってしまいます（笑）。

ただ、行政相手なんかで、原告側が絶対に勝てないだろうなという訴訟でも、やっぱり当事者の方がとてもかわいそうだった場合には、やっぱりそれに沿った記事を書くこともあります。裁判の勝ち負けじゃなくて、司法しか頼るところがなく裁判所に来ましたという人の場合には、紹介したりします。

森下：例えば、高齢のおばあちゃんに高い金融商品売りつけた業者に対して損害賠償請求訴訟を起こしていて、それだけだったら普通あまり記事にもならないんですけど、勧誘に使った携帯電話をレンタルした会社も訴えていたケースがありましたね。これは会社の責任を認めた判決がありました。そういうプラスアルファがあると、こちらとしては記事にしやすいかなと思います。

(3) 記者会見・記者レクについての要望

伊藤：弁護士の記者会見なり記者レクにあたって、こういうところを注意してほしいということはあるですか。

和田：過剰な宣伝はやめてほしいですね。リークの話もまさにそうなのですが、弁護士の方がものすごく

LIBRA 編集委員
佐藤 顕子

いろいろ情報提供してくれると、逆に、こっちは、何でこんなにしゃべるんだろうな、利用されているんじゃないかなと思ってしまいます。画期的な判決が出ましたと会見に来て、あまり画期的じゃないというのはよくある話です（笑）。

こちらも法律の素人で判決の価値がわからないときがありますので、依頼者が目の前にいて大した判決じゃないとは言えないでしょうけど、誠実に正確な値踏みをしてほしいなと思いますよね。

根岸：すごく難しいと思うんですけど、メディアの世界って一言で言い表せるものにしか飛び付かないということがあります。基本的にそのことに関心がない読者や視聴者にも、一言で言うところのことなんですと言わなくてはなりません。こういう判断が出たんですとか、こういうふうな影響があるんですというのをなるべく短い言葉で言わなければいけないんです。

ですから、すごく結論を急ぎがちだというふうに見えると思いますが、短い説明でこういうことなんだとポイントを定めて、ここに焦点を絞って伝えれば良いというのをわかりやすくしていただければこっちも助かります。そういう意味では裁判員裁判のプレゼンテーションと重なるところがあると思います。

八十島：危機管理案件というと、企業のレピュテーションの話ですから、時折、過剰に守ろうとする弁護士がいます。開示されるべき情報まで「答えられません」となると、我々も、何かを隠しているのではないかという印象を持ってしまい、会見がヒートアップするような事案もありました。

だから弁護士も、半分はもちろんクライアントのことも考えつつ、これが社会にどう受け止められる

か、一般人の人がどう見るかということも必ず持ってもらわないと、すごく偏った見方をされてしまうリスクというのはあると思います。出すところは出して、出さないところは出さないというところはちゃんと考えて、全部出さないということはないようにしていただきたいです。経営者の人を説得しつつ、かつ我々メディアとの関係、世間との関係というのも考えつつやらなければいけないので、危機管理案件ではその辺は難しいだろうなと思います。

4 司法記者から見た民事裁判

伊藤：続きまして、ちょっとテーマを変えまして、皆さんが民事裁判について取材をしていて、もっとこう改善した方がいいんじゃないかというふうを感じることはありますか。

根岸：とにかくわかりにくいです。

和田：わかりにくいですね。

森下：あと、弁護士によって訴状のわかりやすさ、わかりにくさは本当に顕著な差があります。

和田：わかりにくい訴状は、読んでいてちょっと待ってくれよということがあります。

森下：もちろん我々みたいな法律の素人に向けて出すものではないので、裁判所がしっかりわかっているということも理解した上でも、わかりにくいということがあります。

和田：長い訴状になると、同じ内容が繰り返されていることが多いですよ。

それから、もう少しわかりやすくしてほしいのは、法廷でやっている手続ですね。例えば、「答弁書陳

述でいいですか」というやりとりをしていますが、もう少し答弁書の中身を言ってもらえるといいと思います。

東京は事件数があまりに多いでしょうから、そんなことをやっていたら法廷がまわっていかないんでしょうけど、もう少しわかりやすいといいなと思います。

石原：記者クラブと裁判所との間にリレーションはないんですか。例えば、この事件は記者クラブとしても興味があるので、陳述を少し膨らませてやってほしいという申し出をすることはありませんか。

森下：それはまったくないです。

石原：そうですか。

和田：記者席を取ってもらうぐらいですよ。

石原：この事件は傍聴人が多くなりそうですけど、記者クラブにいくつ席を取ってくださいという話ですか。

森下：そうです。

石原：では、裁判所内に司法記者クラブの部屋はありますけど、裁判所とのリレーションはあまりないのですね。

森下：ないですね。

ですから、代理人の方には、記者に答弁書とかを提供していただきたいということです（笑）。

石原：訴訟記録は閲覧制限をかけない限りは記者も見ようと思えば見られるわけですから、正確に見ていただくために提供するというのは、動機としてはあり得るかもしれませんね。クライアントに対して、閲覧制限をかけていなければ記者も見ることができるのですから、記者の求めに応じて渡してよいですかと確認すればよいのですね。

八十島：見られますからね。

5 司法記者から見た刑事裁判

(1) 刑事事件についての要望

伊藤：刑事事件を取材されていて問題を感じることはありますか。

和田：公判前整理手続でしょうね。大事なことが見えないところで決まってしまうわけで、取材がしにくいですよ。重要な案件のときは、公判前整理手続をしている部屋の外で記者がずらっと待っていたりします。自分の目で見たものではなく、伝聞の情報になってしまうので、原稿を書いても気持ち悪さがあります。公判前整理手続によって裁判員裁判の開始がよりスムーズにいているところはあるのですが、もう少し可視化されるいいなと思います。

森下：公判前整理手続でいうと、裁判員裁判では裁判官が市民の方と一緒に決めるわけですが、その前に公判前整理手続で検察側、弁護側と裁判所側とかなり濃密なやりとりをしている中で、裁判官が心証を形成してしまっているのではないかという指摘をする学者さんも取材の中でいらっしゃいました。

和田：公判前整理手続を担当する裁判体と公判を担当する裁判体を分けるという意見もありますよね。

石原：それは合理的かもしれないですね。

和田：裁判官が裁判員と同じスタートラインに立つことになります。

石原：裁判員裁判ではなくても、特捜部の事件など、公判前整理手続で争点を絞って、ある程度弁護側も妥協して、その代わり早期保釈を目指すということも多いと思いますが、いかがですか。

和田：小沢さんの裁判なんか、公判自体は半年で終

わかりましたけど、その前に公判前整理手続を半年間、18回もやっているわけですよ。石川議員のような現職の国会議員の証人が決まるかどうかは注目するところで、そういうのが全部見えないところで決まってしまうのは、悪いとは言いませんが、取材者としては取材しにくいと思います。

(2) 裁判員裁判の公判について (弁護人の印象など)

伊藤：公判についてはいかがですか。

森下：裁判員裁判は、ちょうどこの前開始から3年だったので、裁判員経験者を何人か取材しました。そこで複数の人が言っていたのは、弁護人の冒頭陳述とか弁論があまりに演技をできてしまっていて、弁護人が自分に酔ってしまっていて、被告人のことを考えているのかなという疑問でした。

確かに、私も、裁判員裁判を積極的に傍聴に行ったのですが、みんな同じようなスタイルでやられていました。もう少し、淡々と手元の資料がわかるような説明をしていく方が、わかりやすいんじゃないかなと思うことがあります。おそらく皆さん、わかりやすく、臨場感を持ってということをやられているところだと思うのですが、それが画一化してしまうと、それはそれでどうなのかなと思うこともあります。それぞれの弁護士さんの個性を持った弁論というのがないと、さらによいのかなという気がします。

佐藤：同じようなスタイルというのは、具体的にどういうことですか。

森下：劇場型みたいな感じですね。演技的な、身ぶり手ぶりを入る弁論です。我々も、最初はそうい

うことをするべきだという記事を出していたような気もしますけれども、それが度を過ぎてしまっている方もいらっしゃるのかなと思います。取材をしているときに、裁判員を見ると、目をつむって聞いている人がいらっしゃいます。同じ人が、検察側の論告や冒頭陳述はしっかり資料を見て、うなずきながら聞いていたりします。

(3) 弁護側の立場自体が もともと厳しい立場なのでは？

和田：弁護人の方を擁護するわけではありませんが、そもそも裁判員裁判が始まる前ぐらいから、検察は組織だし、弁護士の人たちはやっぱり個人でやっているから、どうしても差が出るだろうと予測されて、実際に始まったらやっぱり差が出て、最高裁のアンケートなどでもやっぱり検察の方がわかりやすく、弁護人はわかりにくいとなっています。実際、裁判員の記者会見を聞いていても、やっぱり弁護人の方はわかりにくいと言われます。

でも、本質的に検察側の立場と弁護側の立場は違うじゃないですか。そこで物語を描きにくいというのがあるんだろうと、この間会見を聞いていて感じました。裁判員の方が、もうちょっと背景とか経緯を物語で言ってくれたらわかりやすかったとおっしゃったんですね。この人が言っていることは、アナザーストーリーではないんでしょうけれども、ある意味では核心を突いているのではないかと思いました。最初の冒頭陳述である程度わかりやすく提示できれば、裁判員の方もついてくるんじゃないかなと思うんです。ただ、必ずしもいつもきれいに物語が描けるわけじゃないですよ。自白事件が多いわけだし。



石原：例えば、検察側は、ある犯罪のストーリーを構成して立件しています。でも、被疑者の人は、ストーリーを持って日常生活をしているわけではありません。検察側のストーリーを否定するからといって、この時間こういうわかりやすい生活をしていましたという、ストーリーはないわけです。そういう意味では弁護人側がストーリーを示すのは難しいかもしれませんね。

和田：難しいでしょうね。だから、その差が、検察がわかりやすく弁護人がわかりにくいという評価になっているのだと僕は思ったんですね。Power Pointとか、身ぶり手ぶりもちろんあるんですけど、本質的にはストーリーの描きにくさの問題があると思います。

八十島：最初にストーリーを書いたのは検察ですからね。

(4) 裁判員裁判におけるよい弁護人とは？

伊藤：皆さんからご覧になっていて説得力のあると感じた弁護人はどういう人ですか。

和田：無罪判決が出た事件の裁判員の方に何度かお会いしたんですけど、そういう方々には、やっぱり弁護人の方が評判よかったです。積極的にシロを主張しているじゃないですか。シロだと、本格的なアンソロジーですよ。その場合は、やっぱり弁護人の方が説得力があるよねということになります。

大根：証人尋問で何を聞いているかわかりやすい人ですかね。わかりにくい人が多いので。1時間ぐらいかけてずっと聞いていて、結局最終的に何が聞きたいのかわからないことがあります。うまい人は、短い時間でもすばすばと、これが聞きたかったんだ

などというのがわかる気がします。

和田：目的が見えない証人尋問は、やっぱりしんどいですよね。すごい尋問をやる人には、脱線しないようにどんどん追い詰めていって、最後に落とすみたい証人尋問をやる方もいらっしゃいます。

八十島：我々のインタビューと似ていて、流れに乗ってきたところで、急に「ところで」と変わってしまったりして、このいい流れを切らずにもう少し聞けばいいのにとこういうときはありますね。

伊藤：重要なのは、わかりやすさですかね。

根岸：問題は何をもってわかりやすいというかだと思います。裁判員経験者の方でも、もっと証拠が欲しいんだということをおっしゃる方も結構いらっしゃいます。裁判所は、裁判員に負担を掛けてはいけないということに神経を注いでいますから、なるべく時間を短く、なるべく資料は少なく、なるべく労力をかけさせないという運用をしています。でも、裁判員の方は、ある程度ボリュームがあっても、テーマが一貫してきちんとしていけば、ついてこれると思うんですよ。逆に、あまり材料がないと、何なんだろうというふうに、消化不良で終わってしまう方もいらっしゃいます。

裁判員の方って、裁判官みたいに、尋問することに慣れていないわけではないですから、証人尋問とか被告人質問のときに質問をしてみて、自分が満足できる答えが返ってこなくても、あまり質問をしてはいけないのかなというふうにセーブしてしまうって、後で後悔するという方が結構いらっしゃると思うんですよ。そういう意味では、弁護人が、情報過多なのはよくないにしても、ある程度系統立っていれば、あまりボリュームをそぎ過ぎても逆効果だという気はします。



(5) 裁判員裁判制度の評価

伊藤：裁判員裁判制度については、取材をしているどのように評価されていますか。

森下：裁判員裁判が与えた影響は果てしなく大きいという気はしています。

足利事件も、布川事件も、福井の女子中学生殺人事件も、関係者を取材させてもらったんですけども、裁判員裁判が始まったことで、裁判所の証拠開示に対する考えが変わってきているのが大きいと感じます。それが今般の東電女性社員殺人事件の再審開始決定にも影響を与えているのではないかと思います。

裁判員裁判自体もそうですけれども、裁判員裁判の対象ではない事件に及ぼす影響も大きくて、刑事司法全体に対するプラスの面での影響は非常に強いのかなと感じます。

(6) 裁判員裁判の社会に対する影響

伊藤：裁判員経験者の裁判員裁判を経た感想をお聞きになることが多いと思いますが、どういう印象をお持ちですか。

根岸：今回、朝日新聞で500人の方へのアンケートをしました。

1つ着目したのは、法廷の外に出た後、その人の日常生活に戻った後にどういう影響があったかということでした。一般的な事件とかニュースに対するものの見方が変わったということは、とてもたくさんの方がおっしゃっていました。自分の仕事の姿勢に疑問が生じて、より真剣な生き方がしたくなったとあって、それまでの仕事を辞めてしまった

方もいました。そういう意味で、単なる刑事司法ということにとどまらずに、本当に社会のいろいろな面に影響を与えている制度だと思います。

森下：我々が取材させていただけるような裁判員の方というのは、裁判員裁判が終わって、我々マスコミに連絡先を提供してくれることを同意した人です。そうすると、記者会見なんて出たくない、マスコミなんか絶対に接触したくないと思っている人たちが果たしてどう考えているのかというのは、わかりません。そういう人がどう考えているのかなというところは、知りたいところです。

和田：同感です。毎日新聞でもアンケートを四百何十件やりましたが、アンケートをお願いしている人がそもそも会見に出てきた人で、なおかつ住所あるいは連絡先を教えてくださいました方です。やっぱりある程度気分よく判決を迎えられたから、会見も出てみようかということになっていると思うんですね。でも、そういう発散をしないで、それを抱えたまま帰った人たちは、実はどうなのかなと思います。だから、アンケートでは裁判員をやってよかったという人が、とても高い数字になっているのですが、アンケートに答じていない人まで含めたら、ひょっとしたらもう少し数字が下がるのかなと考えたりはしますよね。ただ、最高裁のやっているアンケートなどを見ると、全員対象でも、それなりに高いですが。

森下：裁判員経験者の方には、できるだけ嫌がらずに会見を受けていただきたいという願いをしたいですね。

和田：不満とかがあったら、もっと話してほしいですね。本当にわかりやすかったとか、いい経験だったという意見が多いのですが、ここは変じゃないかと違和感を覚えた人もいるのではないかなと思うんです。その辺を聞きたいなと思います。

根岸：判決の直後だと、なかなかそういうのも思い付かないと思うんです。非日常の体験を数日間されて、判決が終わったすぐ後に記者会見だと言われても、なかなか何をしゃべっていいのかわからないですし、疲れているし、緊張しているしという状態ですから。ただ、その後でもいいので、実はよくよく考えてみるとこんなところがおかしいんじゃないのかなというのが人によってはあると思いますので、そういう声を少しでも教えていただければなと思います。何せ非常に検証しづらい制度であることは間違いないです。

森下：読売新聞では、よほどのことがない限り東京地裁である裁判員裁判の判決はすべて記事にしている、そのたびに行われる会見でも、全員の声を拾うことはできないですけど、裁判員の声は必ず入れるようにして、社会面がちょっときつければ都内版に掲載しています。そういう声を、できるだけ拾って報道していくことが積み重なって、いい制度につながればいいかなという思いがしています。そのためにも、素直な気持ちを会見で言ってもらいたいなと思います。

伊藤：我々弁護士からすると、裁判員は絶対に接触することができない方々なので、ぜひ皆さんに記事にしていただけるとありがたいなと思いますね。

6 求められている弁護士像

(1) 市民や企業が求める弁護士像

伊藤：市民や企業が求めている弁護士像について、どのような印象をお持ちでしょうか。

大根：敷居の低さじゃないですか。

やっぱり弁護士さんと聞くとすぐ敷居が高いというイメージがあります。それを何とか取っ払っていけるような取組みが必要だと思います。

(2) 弁護士の実像が伝わっていない？

和田：そもそも弁護士というものの実像が伝わってないですよ。実際、一般市民で弁護士が必要な方は、そんなにたくさんいるわけではないですよ。しかも、毎日必要にしているわけでもないし、人生で何回かしかないだろうトラブルにたまたま巻き込まれたという人が弁護士を必要になるわけですね。でも、その人たちにとって弁護士というと、やっぱり敷居も高いし、何か頭のいい人たちで、相談したらお金をたくさん取られるというイメージぐらいしかありません。自分がいざトラブルに巻き込まれました。では、どこにどういう形で相談をすればよくて、この弁護士は何に詳しくて、お金はどのくらいかかるのかということがやっぱりわからないですよ。弁護士会でも一生懸命いろいろな情報提供をされていると思うのですが、それが必要とされる方にダイレクトには伝わってないのかなという気がしますよね。

民事訴訟でも、たまたま取材で知り合った当事者の方が、1審と2審で代理人を変えました。それで2審でいい結果になったようでしたが、1審はとにかく情報がなくて、行き当たったところの弁護士にお願いしたと。そうしたら相性も合わなかったし、勝手に訴訟を進めちゃうしというケースがありました。その人は必死に弁護士を探してもそれだったわけですよ。そうすると、トラブルに巻き込

まれて、ちょっと相談したいという一般の人が満足のいく弁護士に届くには、ちょっと情報が少な過ぎるのかなと思います。

伊藤：どういう情報をもっと必要だと思いますか。

和田：その弁護士さんが何に詳しいかという点ですね。弁護士事務所のホームページで、うちはこれを行っていますと言っても、見るとだいたい取り扱い内容が全部ですよ。

石原：かといって、〇〇事件で勝ちましたということ、どこまで書いていいのかという問題もありますね。

八十島：企業法務だとそのように書いている人も多いですよ。

和田：弁護士専門認定制度という考えもありますけど、では、どの分野で認定を求めるといって、特定の分野に人気が集まってしまうと思うんですよ。どういう形がいいのかいまひとつ思い付きません。もう少し弁護士の実像が伝わるような何かがあればいいなと思うんですよ。

石原：今はネットの世界になってきていますから、この人はどんな人かなという、とにかく検索をすればある程度はわかるのかもしれないですけども、やっぱり限りがあるでしょうね。その人が自分で宣伝している内容が正しいかどうかという判断は難しく、消費者を惑わしているかもしれないという面もあるでしょう。

和田：自分でこの事件で負けましたとは書かないですからね。

八十島：そこは、弁護士は難しいところですよ。お医者さん・病院選びでも、病院ランキングを作ったことがあるんですけど、診療報酬データなど客観的なデータがいろいろありました。でも、弁護士

はそういったデータがないですからね。

石原：そうですね。

和田：大学教授もそうだと思うんですけど、大学教授と聞いただけで、どこの大学でも何かすごい人のような気がするわけですよ。弁護士もそうで、弁護士と聞いただけでもものすごいインパクトがあるんです。でも、そこにもものすごく差があることは、やっぱりなかなか伝わってないのではないかなという気がします。

根岸：裁判の基本的な仕組みですとか、例えば訴えられたら今後どういうことが想定されますというのをうまく説明してもらえるとというのは大切ですね。それ以外に、なるべく敷居を低くするという意味でも、雑談ができる方というか、そういう能力があるとより話しやすく、安心感があるということにつながるように思います。それは記者の仕事でもまったく同じだと思います。

7 弁護士・弁護士会に望むこと

伊藤：最後に、弁護士や弁護士会に望むことを教えてください。

八十島：震災のときに、私は、医療担当だったので、相続放棄等の熟慮期間満了の時期が近づいているという記事を書いたことがありました。そのきっかけは、私の同級生の、東弁の某若手の弁護士とたまたま会ったときに、実は被災地に行くのだけど、こういった問題があると言われたことでした。今起きている社会のホットな事象の中で、実はこういった論点があるんだよということは、専門家からヒントをもらわないと、私たちが着想がで

きないようなときもあります。その記事の後には、実際に法律面で手当てをするという動きもありました。

森下：僕の上司は、司法記者の仕事は分厚い鉄板にキリできゅっと穴を開けて光を通すような仕事だと言っています。それは、特に刑事事件などで、弁護士の仕事に通じるところがあるように思います。

再審事件で、証拠開示という分厚い壁にぶち当たって、にもかかわらず一心にその壁を崩していった再審開始につなげていくという弁護士さんの姿を見ると、取材者としても純粋に感動してしまうところがあります。やっぱり弁護士さんというのは、常に依頼者のために、分厚い鉄板であっても、地道に穴を開けて光を通していつてくれるような、そんな存在であってほしいと思います。

大根：被災地の人に弁護士にどういう期待をしますかと聞いたら、いきなり法律相談に来ましたと言われても、ちょっと敷居が高いというか行きづらいので、最初は単なる雑談というか人生相談を聞いてくれる人がいいということでした。我慢強く被災者の身の上話を聞いてくれるだけでも、来てくれたらありがたいとおっしゃっていました。そういう取組みに期待したいです。

和田：やっぱり誠実なことなのかなと思います。取材をしていると、いろいろな弁護士さんにお会いする機会がありますが、取材者として取材がしやすい弁護士さんとは別に、取材しにくくても、自分にもし何かあったら頼みたいなという弁護士さんがいます。例えば、自分が民事の事件でトラブルに巻き込まれた、あるいは、刑事被告人になってしまったときに、この人だったらぜひともお願いしたい

なと思う弁護士さんです。そういう方の共通項は、誠実さです。それにもう尽きるんじゃないかなと思います。

それと、震災の支援でも、ものすごく頑張っている方を知っているのですが、それが伝わらないのですよね。僕たちが記事を書けばいいという問題ではなくて、もっと何か伝える取組みが必要だと思います。行政も悪いのだと思いますけどね。

石原：それを何とか伝えるようにするのが、弁護士会ということですね。

根岸：震災のお話ですと、原発の賠償の話は結構取材させてもらいました。前々からある原発の差し止めの問題とか、本当にもうめげそうな話でございまして、今もまったくその状況は変わっていないのですが、そういう状況の中でも、たくさんの弁護士さんが巨大な力と何とか戦っているという状況は、今も日々続いていると思います。そういう中で、その現場の弁護士さんたちがあきらめてしまうと、あっという間に雪崩のようにあきらめが世の中に広まってしまうと思います。

そういう意味では、本当にフロントラインで戦っている方たちには頑張っていたいただきたいですし、我々も少しでもそういう声を伝えられるようにしなければいけないと思います。すぐに世の中をよくすることは本当に難しいと思うのですが、それと同じぐらい、世の中をもっと悪くしないように食い止めていくことも大事だと思います。

伊藤：今日は貴重なお話をたくさん聞かせていただきまして、どうもありがとうございました。

(構成：伊藤敬史、難波知子、佐藤顕子)